

農地転用には

許可又は届出が

必要です！

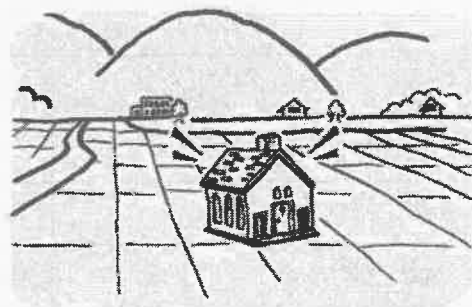
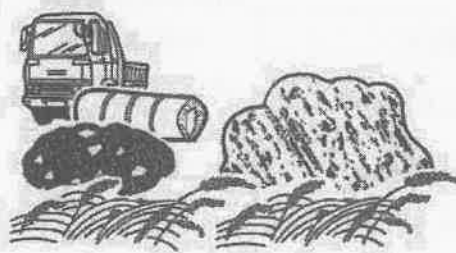
許可を取らずに違反転用した場合

3年以下の懲役 または、300万円以下
(法人は1億円以下)の罰金を科せられる
場合があります。

駐車場

資材置場

住宅
・
プレハブ
など



相続登記されていない農地が社会問題化しています！
農地を相続したら、農業委員会への届出もお忘れなく！

詳しくは市町村農業委員会、県農地管理課へご相談ください。

お問い合わせ先

市町村・県		電話番号
村上市		0254-66-6120
関川村		0254-64-1447
粟島浦村		0254-55-2111
新発田市		0254-33-3119
阿賀野市		0250-62-2420
聖籠町		0254-27-1964
胎内市		0254-43-0315
五泉市		0250-43-3911
阿賀町		0254-92-5769
新潟市	北区	025-387-1575
	中央区	新潟市農業委員会 中央事務所 025-382-4974
	東区	
	江南区	
	秋葉区	0250-25-5520
	南区	025-372-6791
	西区	025-264-7811
	西蒲区	0256-72-8642
三条市		0256-34-5635
加茂市		0256-52-0080
田上町		0256-57-6226
燕市		0256-77-8251
弥彦村		0256-94-1023
長岡市		0258-39-2243

市町村・県	電話番号
見附市	0258-62-1700
小千谷市	0258-83-3510
出雲崎町	0258-78-3114
魚沼市	025-793-7981
南魚沼市	025-773-6664
湯沢町	025-788-0291
十日町市	025-757-3286
津南町	025-765-5583
柏崎市	0257-21-2276
刈羽村	0257-45-3936
上越市	025-520-5812
妙高市	0255-74-0030
糸魚川市	025-552-1511
佐渡市	0259-63-5115
新潟県農地部農地管理課	025-280-5348

